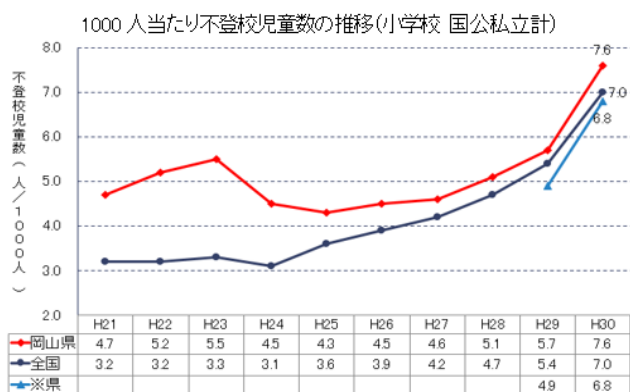


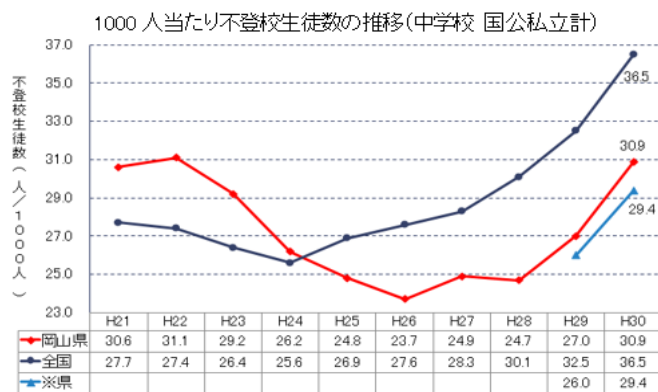
長期欠席・不登校対策について

1 本県の課題等

本県の小学校及び中学校における不登校の出現率（1000人当たり）は、全国の傾向と同様に増加しており、喫緊の課題となっている。



※県…岡山市を除く公立学校



※県…岡山市を除く公立学校

2 今年度の取組について

(1) 『岡山型長期欠席・不登校対策スタンダード』の普及・徹底

全県で統一して長期欠席・不登校対策に取り組むことができるよう、昨年3月に作成し、学校等に配付した。学校等において、スタンダードを活用した取組が進むよう、あらゆる機会を通じて周知・徹底を図っている。

① 長期欠席・不登校の状態評価等

個々の児童生徒を欠席日数だけではなく、0から6の7段階で状態を評価し、対応策を検討することとしており、不登校対策担当者やSC、SSWの役割、早期発見・早期対応のプロセス等も記載している。

② 支援対象者リストの活用

長期欠席・不登校の児童生徒に加え、気になる児童生徒についても支援対象者リストに毎月の欠席日数や状態評価、欠席理由、背景要因等を入力し、状況をリアルタイムで共有し、組織で対応できるようにしている。

(2) 『起立性調節障害ガイドライン』の活用促進

- 登校しづらい状況にある児童生徒への支援として、医療的観点からのアプローチが可能となるガイドラインの活用を促進し、ODのチェックシートや相談できる医療機関マップ等を活用し、支援可能な医療機関との連携した対応を促進できるよう、養護教諭や教育相談担当者等を対象とする研修を行っている。

(3) 登校支援員の小学校への配置

- 長期欠席・不登校の初期段階やそれ以前から家庭へのアプローチを積極的に行うなど、新たな長期欠席・不登校を生まない取組を推進するため、登校支援員を18市町、115校に配置している。
- 不登校傾向の児童（状態0～1）を支援対象とし、登校支援、相談支援、学習支援を行っている。
- 専門指導員と指導主事が全配置校を年2回訪問し、具体的な指導・助言を行っている。
- 不登校対策担当者と登校支援員を対象とした研修会を年3回、管理職を対象とした研修会を年度当初に行っている。

(4) 中学校不登校対策別室指導実践研究

- ・ 専用教室を設け、別室専属教員と支援員（市町村費）をそれぞれ1名配置し、個々の生徒の状況に応じた学習支援や生活支援を行うなど、スモールステップで教室復帰を目指す取組を3市町の3中学校で行っている。
- ・ 教室に行きづらくなった生徒が長期欠席・不登校とならないよう、話を聞いたり必要な支援を行ったりするなど、別室は一時避難としての役割も担っている。

(5) 生徒指導専任リーダー配置事業

- ・ 小学校における組織的な生徒指導を推進するため、生徒指導専任リーダーを4市町4校(兼務校10校)に配置した。
- ・ 生徒指導専任リーダーは複数校を兼務し、生徒指導担当者への指導・助言等を通じて、教員の生徒指導力向上や学校の組織的対応力向上の取組を支援し、専門スタッフ(SC、SSW等)や関係機関との連携のコーディネートも行う。

(6) 社会的自立サポート事業

① 教育支援センターの機能強化

年に1回、教育支援センター連絡協議会を実施し、情報交換や具体的なケースに基づいた効果的な支援方法を検討し実践している。18市町の29か所に教育支援センター(適応指導教室)等が設置されており、H30年度は小学生28名、中学生167名が通室した。

調査研究委託している玉野市は、教育支援センターに臨床心理士を配置し、通室児童生徒や通室できない児童生徒に対して、在籍校等と連携を図りながらアウトリーチ型の支援等を行っている。

② フリースクールにおける実践研究

フリースクールにおける体験活動や学習活動等の充実、教育支援センター・学校・行政との効果的な連携の在り方について、調査研究を行っている。

③ おかやま希望学園との連携

全国でも稀な小中併設の全寮制として不登校児童生徒を受け入れている。

H30年度末 在籍児童生徒数32名(小:8名、中:23名) うち県内15名

④ 進路相談会の開催

県内3会場(岡山、倉敷、津山)で、不登校生徒や高等学校中途退学者及びその保護者、進路相談担当教員を対象に開催しており、高等学校等や県進路相談員が進路に関する相談に応じたり、進路情報を提供したり、進路に関する支援を行っている。

⑤ 不登校親の会との協議

県内3会場(岡山、倉敷、津山)で、不登校親の会に参加している保護者の思いや意見を聴きながら、不登校に関してともに考える機会を設けている。(本年度、計26名参加)

17市町32団体(R1.5.1現在、教育委員会が把握しているもの)

3 取組の成果と課題

(1) 『岡山型長期欠席・不登校対策スタンダード』

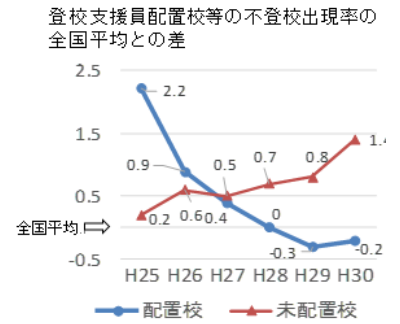
- ・ 0 から 6 の状態評価による対応の周知が進んでいる。
- ・ 休み始めの3日目までの対応も定着してきている。
- ・ 支援対象者リストの活用により、組織での情報共有と対応が進んでいる。

(2) 『起立性調節障害ガイドライン』

- ・ NHKで報道されたり、保護者や生徒本人、他府県からの問い合わせが多数あるなど、非常に注目度が高い。
- ・ 県内全体のODの児童生徒の状況は把握していないが、個々の対応の中で、ODが関係する事例は増えている。

(3) 登校支援員配置校

- ・ 登校支援員配置校においても、不登校児童数は増加しているが、出現率は全国平均より相対的に低くなってきており、登校支援員の配置による効果が見られる。【右上グラフ】
- ・ 登校支援員の役割を「朝」「初期」「登校支援」等にキーワード化することで、有効な支援につなぐことができ、不登校対策担当者を明確にすることで、登校支援員の動きをより効果的にすることができた。



(4) 中学校不登校対策別室指導実践研究

別室指導実践研究校の不登校出現率(%) (11月末現在)

- ・ 実践校において、別室の存在を広く周知し、専属教員の積極的な取組に加え、他の教員も教科指導に加わるなど、組織的な取組を進めた結果、支援対象生徒の状態が向上し、不登校が前年度より減少している学校もある。【右表B校】
- ・ 「授業がわからない」「教室に居場所がない」等の理由で、登校しにくい状況となっている生徒に対して、きめ細かい指導や支援を行うことで、学力が向上したり、教室復帰につながったりするなど、別室の取組の有効性が確認できた。

学校	年度	出現率	前年比	完全不登校
A校	R1	4.7	+2.4	0
	H30	2.3		0
B校	R1	2.2	-0.2	1
	H30	2.4		0
C校	R1	2.6	0.0	0
	H30	2.6		1

- ・ 現在、登校できていない生徒へのアプローチの拡大や、別室へ登校しているものの欠席が増え続けている生徒への対応が課題である。
- ・ A校の出現率の増加は、この事業を新聞報道で知り転入してきた生徒も含まれており、前籍校で不登校であったが、転入後、別室に登校できるようになった生徒が2名いる。

(5) 生徒指導専任リーダー配置事業

生徒指導専任リーダー配置校の不登校出現率(%) (11月末現在)

- ・ 生徒指導専任リーダーが、不登校対策担当者等と連携しながら、不登校傾向の児童についての支援方法を検討したり、SC、SSWと連携し、気になる児童の観察や情報共有を行ったりするなど、欠席が続く前に支援策を講じた結果、不登校が前年度より減少している学校もある。【右表】
- ・ 小学校では担任に空き時間がほぼなく、情報共有の場が持ちにくいいため、話し合ったことがうまく伝わらない場合もある。

学校	年度	出現率	前年度比
A校	R1	0.5	-0.6
	H30	1.1	
B校	R1	2.0	-0.4
	H30	2.4	
C校	R1	0.0	0.0
	H30	0.0	

(6) 社会的自立サポート事業

- ・ 教育支援センター、フリースクールの研究の広がりが成果として感じにくい。
- ・ おかやま希望学園には、県外からも数多くの児童生徒が入学してくるが、経費が高く、断念する家庭も多い。(必要経費1か月あたり、小:75,000円、中:85,000円(冬季は暖房費2,500円追加))
- ・ 進路相談会のニーズは非常に高く、本年度は35校延べ553名が参加した。
- ・ 不登校親の会については、例年参加者が少なく、互いの情報提供のみに留まっている。

4 来年度の方向性について

(1) 小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業(新規)

- ・ 小学校の長期欠席・不登校対策に係る一連の流れをシステム化及び組織化することで、小学校における長期欠席・不登校の対策を着実に進め、課題の解消を図る。
- ・ 学校の実態や取組方針に応じて、登校支援員に加え別室支援員を配置するとともに、各校の取組をモニタリングし、助言する専門指導員を学校に派遣し、効果的な校内支援体制づくりについて助言・支援する。
- ・ 不登校対策担当者(生徒指導主事等)を中心としたシステムの・組織的な対応が進むよう、担当者等を対象にした研修会を実施する。

(2) 長期欠席・不登校対策スタンダード普及徹底事業(不登校対策別室指導実践研究)(拡充)

- ・ 中学校で実施している別室指導実践研究を拡充(R1:3市町村3校→R2:6市町村6校)し、新たに小学校においても実施(4市町村4校、専属教員は再任用を活用し、市町村費支援員は配置しない)する。

【参考資料】義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

(平成28年12月14日公布)

(基本理念)

第3条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。